

知的財産・標準化に関する基本方針

令和6年9月1日

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構

1 趣旨

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）は、公的研究開発機関として持てる力を最大限に発揮し、その目的である農業・食料・環境に係る課題についてグローバルな視野の下に優れた研究成果を生み出し、それを速やかに社会還元することにより、安全な食料の安定供給、産業競争力の強化、環境保全及び新たな産業創出を通じて我が国の地域と社会の持続的発展に貢献することが求められている。

一方、現在の我が国の農業・農村においては、農業者の減少・高齢化や耕作放棄地の拡大が進む中、農業経営体の大規模化に加え企業等の多様な主体による農業参入が増えている。また、変遷する国際情勢や気候変動等の環境変化の影響から我が国における食料安全保障の重要性が再認識され、農作物・食品の生産性の向上及び農業所得の拡大に向けた民間活力活用や、生産資材の調達コストの低減、さらには温室効果ガス排出削減等の地球環境保護への対策等が喫緊の課題として求められている。

このような状況の下、農研機構は、課せられた使命を果たしていくため、企業等との共同研究や技術の橋渡し等の産学官連携にこれまで以上に積極的に取り組むとともに、産学官連携にふさわしい形で知的財産を創造・保護・活用する戦略的な知的財産マネジメントに取り組んでいかなければならない。

農研機構は、その目的並びに「農林水産研究における知的財産に関する方針（農林水産技術会議、令和4年12月改訂）」を踏まえ、個々の研究開発の企画・立案段階から、研究成果の商品化・事業化及び利活用を見据えた知的財産戦略を策定するとともに、知的財産の創出・活用、技術移転を連続的・一体的に推進し、もって知的財産マネジメントを組織的に行えるよう、「知的財産・標準化に関する基本方針」を策定し、農研機構の役職員の共通認識とする。

また、本方針においては、主に農業及び食品産業における知的財産に関する基本的な考え方を述べているが、化学、医薬、IT分野等の異分野との連携による融合的研究分野における知的財産についても、同様の考え方に基づいて対応する。

さらに、農研機構の知的財産マネジメントを巡る情勢の変化を踏まえながら、本方針の内容を適時検証し、必要に応じ見直しを行うこととする。

2 知的財産マネジメントに係る基本的な考え方

我が国の農業及び食品産業等が、喫緊の課題を解決し、持続的に成長・発展していくためには、知的財産を戦略的に活用して、新たな技術の社会還元を進めることが重要である。

農研機構は、このような認識の下に、公的研究開発機関として、研究成果の社会還元を効果的に進めていくとの観点を最も重視しつつ、技術移転による知的創造サイクルを確立し、研究者へのインセンティブの付与や次の新たな研究開発に活用することを視野に入れながら、研究成果の種別、活用場面等を踏まえた知的財産の効果的な管理を行うこととする。

また、知的財産の活用にあたっては、研究開発の企画・立案段階からの権利化、秘匿化又は公知化に係る方針、得られた知的財産権の許諾（非独占的な又は独占的な実施許諾）方針、知的財産権の譲渡又は放棄等の維持方針等の多様な選択肢を視野に入れ、事業の成功を通じた社会還元を加速化する観点から最も適切な方法を、企業等の要望を考慮のうえ、弾力的に選択するよう努める。なお、標準化を目指す場合は、権利化・公知化、又はそれらの組み合わせかを適切に判断する。

農研機構は、我が国の農業及び食品産業での研究成果の商品化・事業化を見据えた研究開発を企画・立案し、有用な技術を社会に還元するために、企業等との産学官連携を通じた研究者間の技術交流によるオープンイノベーションを積極的に推進する。

また、我が国の農林水産業・食品産業等の競争力強化に大きな貢献が期待される技術について、他者への流出による模倣等を防ぐためクローズにする領域と、他者に活用させるためオープンにする領域とを、戦略的に形成することによって競争力強化に確実に結び付けることも必要である。

農研機構が取得した知的財産権は、単なる権利の保有にとどまるのでは意味がなく、幅広く活用されることにより初めて研究成果の社会還元が果たされ、農研機構の社会的評価にもつながることとなる。このため、農研機構は、その保有する知的財産権の積極的な活用及び適切な管理を行う。

具体的には、以下の考え方により知的財産マネジメントを的確に実施する。

3 知的財産に対する農研機構の考え方

農研機構において適切と考えられる知的財産マネジメントは知的財産の種類によって異なるため、本方針において取り扱う知的財産を、特許権として権利化可能な発明（本基本方針では、実用新案法における考案、意匠法における意匠も、発明として一括して記載）

と、育成者権として権利化可能な植物品種と、不正競争防止法における営業秘密として保護が可能なノウハウ（秘匿することが可能かつ財産的価値のある技術情報）とし、本項ではそれぞれを分けて記載する。

A. 知的財産が発明である場合

（1）特許権の取得の適否に係る考え方

研究成果の社会での活用を促し、その普及を図っていく方法には、

- ・ 研究成果に含まれる発明の権利化を行い、研究成果を活用して事業を実施する企業等に特許等を許諾し、許諾先の企業等の事業活動を通じて普及を目指す方法、又は
- ・ 権利化を行わず、研究成果を広く公開することで幅広い研究成果の活用を可能とし、商品化・事業化を促進することや社会への適合を迅速に図ることを通じて普及を目指す方法、もしくは、研究成果を営業秘密として保持し、企業等に利用許諾することを通じて、早期の商品化・事業化を促し普及を目指す方法

があるが、いずれかを選択するか又はこれらを組み合わせるかは、下記①及び②の考え方を基本として判断する。

また、外国で大規模な商品化・事業化が見込まれる技術や、国内外にて広く普及が見込まれる技術、さらには我が国への食料供給の安定化に資すると見込まれる技術については、外国においても適切に権利化を行うよう努める。さらに、企業活動がグローバル化している状況を踏まえ、我が国の企業の事業活動を支援する上で有益と考えられる発明は、国内のみならず外国での権利化も検討する。この場合、外国において特許権を具体的にどのように活用するのか、権利化の目的を明確にして弾力的に対応する。

一方、外国での権利取得は国内に比べて多額の費用を要するものの、農研機構は自ら特許権等を実施して外国での権利取得に要したコストを回収することができないため、外国で権利取得する発明については費用対効果を特に精査する必要がある。そこで、共同研究等により得られた企業との共同発明は、相手先企業に外国での独占的な実施許諾を約束することで、農研機構の権利を保持したまま権利取得の費用を相手先企業が負担する等の手段を講じることにより、公的研究機関として外国での知的財産マネジメントにかかる費用対効果への懸念を解消するよう努めるものとする。

①積極的に権利化を行う場合

以下の「技術」は、企業等において実施する可能性がある場合に、権利化を行い社会還元するものとする。また、単独の特許権だけでなく、改良発明に係る特許権・関連する知

的財産権との組み合わせ（改良発明に係る特許権との組み合わせや、意匠法、商標法、種苗法、プログラムに係る著作権法その他の法律に基づく権利との組み合わせ、さらには営業秘密との組み合わせ）等、必要に応じて知的財産をパッケージ化し、戦略的な知的財産の保護を図ることが重要である。

ア) 基本的な技術に関する発明（新たな研究推進に向けた権利化）

将来的に多くの新技術や幅広い応用分野に発展する可能性がある基本的な発明は、農研機構単独で権利化を行うよう努め、その上で商品化・事業化に向けた企業との共同研究等を進めるものとする。

イ) 商品化・事業化が期待される発明

企業等において商品化・事業化が十分に期待される発明は、原則として積極的に権利化を行い、許諾先や共同研究先の企業等による事業活動を通して知的財産の活用を促進するものとする。これにより、許諾料収入のみならず研究者間の技術交流等による「技術の知的創造サイクル」への貢献、農研機構の開発技術に対する認知度・評価の向上及び研究者の意欲の向上等も期待される。

ウ) 生物研究材料と密接に関係する発明

本方針における生物研究材料とは、生物（動物、昆虫、植物、微生物）そのもの、及び、生物からの派生物（細胞、核酸、タンパク質等の個々の生物に固有の物質や、遺伝子組換えやゲノム編集等で新たに創られた生物）を意味する。農研機構が所有権を有する生物研究材料のうち、農研機構が外部へ提供し、提供先において増殖される可能性がある生物研究材料に関しては、生物材料そのもの、又はその製造方法に関する発明の権利化を積極的に行い、利用許諾先や共同研究先の企業等による事業活動を通して知的財産の活用を促進するものとする。

エ) 標準化に必須となる発明

研究成果に係る技術が標準として位置付けられ、国内外の産業界等における共通の技術となることによって、当該技術が社会での広い活用が期待できる。また昨今では、新技術の有用性を証明し、さらに優位性を際立たせる（分類化する）ことで市場の創造・拡大につながる等の効果が指摘されており、標準化は事業戦略上も重要性を増している。

このため、標準化に必須となる発明は、特許権を取得した上で規格必須特許として国内外に無償で許諾するか、又は、公平、妥当かつ差別のない条件にて有償で許諾するか、あ

るいは特許権を取得せずに公知化する等、標準化に係る戦略を予め検討しておくことが重要である。

オ) 新たな農業・食品産業のビジネスモデルに関する発明

最新の研究成果の実装により想定されるビジネスモデルに対応したシステム等に係る発明も、戦略的に権利化を行うことが必要である。また農研機構に集積しているビッグデータを活用した予測モデル等を実行するプログラムも著作権による保護だけでなく、特許権の活用が重要である。

②権利化が必須でない場合

以下の「技術」は、権利化を行わずに社会還元する。

ア) 社会全体で共有すべき発明

広域にわたる農業被害や災害を予測・軽減する技術のように、公益性が高い場合は、他者による権利化を防ぎ、広く利用可能とすることによって、産業の発展につながることもある。また栽培技術のように実施者が小規模かつ多数想定される場合は、事務コストを勘案すると許諾料の徴収が実質的に困難なことや、実施者側でも手続きの煩雑さを理由として技術の普及が遅れることが懸念される。このため、これらの技術は権利化を行わず、論文等で公表し、公設試験研究機関や普及組織等を通じて普及を行うこと等により活用を促進する。

従来、権利化を行わず公開してきたもののうち、産業構造の変化により団体や企業体による参入が生じうる技術分野は、我が国の農業の発展・保護を図るために権利化・秘匿化を選択肢に加えるものとする。とりわけ、農業者と合わせて農協や企業等の許諾料の徴収が可能な者への許諾が期待される技術は権利化を行った上で、研究成果の発表に際して個人農業者に対しては権利を主張しない旨を明示する等、弾力的に対応する。なお、その場合であっても、当該技術の利用者に対しては、技術の紹介資料等においては、農研機構の研究成果であることを明示することを実施の条件として求めるよう努める。

イ) 秘密として保持することが早期の商品化・事業化につながる発明

共同研究の相手先から秘密として保持することが求められた共同研究の成果であって研究成果の早期かつ広範な社会還元を実現していく上で公開しないことが最も適切と判断される場合や、外国でも利用可能かつ侵害の立証が困難である研究の成果であって特許出願によって公表される技術が外国での安易な模倣を招くものである場合は、たとえ当該技術

に基づく発明の権利化が可能であったとしても、必要な期間、権利化も公知化も行わずに、秘密保持契約を結んだ実施主体との間にて秘密として保持することも選択可能とする。なお、秘密として保持する技術情報の取扱いは、後述するノウハウに関する項にて記載する。

ただし、秘密として保持する技術の内容が研究成果の全てである場合や、農研機構のみが取得し得る技術である場合には、研究成果の社会還元之机を奪わないような注意が必要である。また、秘密として保持される技術の内容は、農研機構が保有する特許権や育成者権とセットにして取り扱われることが望ましい。

ウ) 利用範囲が極めて限定的な発明

商品化・事業化につながることを期待されず、大学や公設試験研究機関等の研究者のみが自己の研究・教育目的で利用するなど利用範囲が極めて限定的である研究成果は、特許権による権利化を行わず、論文化等によって農研機構発の公知の技術とする。ただし、農研機構の研究機関としての優位性が得られる場合や、当該技術に基づく資金提供型の共同研究契約に繋がる可能性がある場合には、権利化又は秘匿化も考慮する。

(2) 特許権の適切な管理

農研機構が保有している特許権に対しては、特許料（維持年金）等の一定の経費が必要であり、維持年金は権利取得後の経過年数によって増加する。許諾の可能性や研究推進上の必要性とともに、研究成果の社会還元を加速させる手段としての観点から、権利を維持すべきか放棄すべきかの判断を定期的に行い適切に管理する。

(3) 特許権に対する権利侵害への対応

農研機構が保有する特許権のうち、何らかの許諾契約を有するものは、企業等の許諾相手の利益保護を実効あるものにするため、許諾先、関係機関等との連携を密にして権利侵害行為の事実把握等に努めるとともに、他者の権利侵害行為が明らかになった場合は、警告、差止訴訟の提起等適切に対応するものとする。

(4) 発明者に対するインセンティブの付与

農研機構の職員が職務発明について特許出願を行った場合は、発明者に対し農研機構の定める出願報奨金を支払う。さらに、農研機構が保有する特許権の活用によって得られた収入は、発明者に対し、農研機構の定める実施報奨金を支払う。さらに、収入の額が一定額を超える場合には、その一部を関連する研究推進の費用に充当する。

B. 知的財産が品種である場合

(1) 育成者権の取得の適否に係る考え方

植物の新品種は、積極的に育成者権を取得し、優良新品種の安定的生産・普及を促進する。基本的に国内の育成者権の活用を優先的に取り組んでいくが、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年11月策定、令和5年12月改訂）」等を踏まえ、外国への技術移転にも取り組んでいくことから、国内から輸出された農産物との競合等に留意しながら、有望品種の外国における利用あるいは許諾の見込みについて検討し、該当する場合は、当該国においても権利化を進める。

また、農研機構が開発した植物新品種が外国に流出し、我が国にその農産物が逆輸入された事例や、流出先のみならず第三国への我が国からの輸出が阻害されるおそれがある事例があったことから、種苗法の一部が改正（令和2年12月）された。これに伴い、農研機構の出願・登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾方針を策定し、基本的に出願・登録品種は外国持出禁止とした。これらに加え、植物新品種の外国流出及び外国での産地化を抑制する観点からも、特に有望な品種は、外国での権利化も重要となる。ただし、外国における権利化に当たっては、予め、我が国と当該国における知的財産権制度の違いや植物防疫上の問題等について確認するとともに、権利化に必要な経費や当該国における権利侵害の発見等を行える体制の確保等についても考慮する。

(2) 育成者権の適切な管理

農研機構が保有している外国の育成者権は、許諾の可能性や経費の効果的利用の観点、研究推進上の必要性等を勘案し、権利を維持すべきか放棄すべきかの判断を定期的に行い適切に管理する。

(3) 育成者権に対する権利侵害への対応

農研機構が保有する育成者権の社会還元に必要な権利保護を実効あるものにするため、関係機関、許諾先等との連携を密にして情報収集に努め、費用対効果を考慮の上、権利侵害行為の事実把握等に努めるとともに、明らかになった他者の権利侵害行為に対しては、警告、差止訴訟の提起等適切な対応を行う。また、新品種については、研究開発段階における流出防止を徹底し、品種登録前に普及を進める場合は、適切な契約等による品種の徹底した管理により、流出防止に取り組む。

さらに育成者権に係わる権利侵害の防止を実効性あるものとするため、DNA品種識別技術等の品種判別技術等の開発を進めるとともに、権利侵害の可能性が高いものについては、当該権利の信頼性を担保する観点から妥当性評価をする。

(4) 育成者へのインセンティブの付与

農研機構の職員が職務育成品種について品種登録出願を行った場合は、育成者に対して農研機構の定める出願補償金を支払う。さらに、農研機構が保有する育成者権の活用によって得られた収入は、育成者に対し、農研機構の定める利用補償金を支払う。さらに、収入の額が一定額を超える場合には、その一部を関連する研究推進の費用に充当する。

C. 知的財産がノウハウである場合

(1) 農研機構におけるノウハウと、知的財産権としての取扱いの考え方

農業分野では、明確に発明や品種として認識される成果のみならず作物の栽培方法のような技術体系も知的財産であるとの認識が不十分であり、我が国の優れた農業技術が海外に流出することが懸念されている。一方、社会のデジタル化の進展に伴いスマート農業が推進されたことにより、農業分野でも機械学習用のデータセットや学習済みのAIが新たに重要な知的財産として認識されている。しかしながら、農研機構が研究成果として生み出す技術が全て特許権や育成者権にて保護することが可能なものではなく、前記したように当該技術の実施が想定される外国の全てにおいて特許権や育成者権を取得することも現実的ではない。

そこで産業上有用な「技術情報」であって、出願等の明確な権利化手続きをしない「技術情報」をノウハウという知的財産の一形態と認識し管理することで漏れのない知的財産マネジメントが実現可能である。

秘匿情報として管理されたノウハウは、不正競争防止法における営業秘密として保護され、不正に取得された場合に差止請求や損害賠償を請求し得る。農研機構では営業秘密は、特許権や育成者権のような知的財産権と同様に取り扱うものとする。

(2) ノウハウを営業秘密として管理する際の考え方

不正競争防止法では、秘密管理性、有用性及び非公知性の三つの要件を満たす場合に、出願等の公的機関への届出手続きを行うことなくノウハウは営業秘密として保護される。農研機構において、以下の考え方を基本として、ノウハウを営業秘密として管理する。

営業秘密として管理するノウハウは、秘密管理義務を課した上でノウハウの保有者以外の第三者に利用を許諾することが可能である。

①営業秘密として管理する場合

農研機構は、以下に示すようなノウハウを不正競争防止法に基づく営業秘密として管理する。

ア) 農研機構が保有する特許権を実施する際に必要なノウハウ

属地主義の下、特許出願を行わなかった外国では何ら法的な制限がなく、農研機構が開発した研究成果を模倣することが可能である。一方で研究成果が実施されるか否かが明確ではない場合において、外国に特許出願することは費用対効果の観点からは現実的ではない。そのため、特に外国にて実施されることが想定され得るような技術を我が国にて特許出願する場合は、権利化に支障ない範囲にて技術を実施する際に必要なデータ等を営業秘密として管理するように努める。特許権をライセンスする際に営業秘密を含めて許諾するものとする。

イ) 農研機構が作出した品種に関するノウハウ

育成者権も法制度は属地主義であり、特許権と同様な問題が存在する。そのため外国において栽培可能な品種を作出した場合には、当該品種に関する種苗の生産方法や類縁品種の作出に必要なツール等を営業秘密として管理することにより、育成者権による品種の保護のみならず、我が国における当該品種に対する技術面での優位性も担保するものとする。

ウ) スマート農業等の実施に必要なシステムに関するノウハウ

データ駆動型のスマート農業等においては、農研機構で集積した様々なデータに基づいて確立したモデルやAI等の研究成果が存在しており、当該研究成果を特定の相手機関に利用させるような場合は、モデルやAIそのもの、体系化された学習用データ等を営業秘密として管理する。

エ) 特許権や育成者権が無い重要技術に関するノウハウ

関連する他の知的財産権が無いか、あるいは既に満了した技術に関してノウハウのみが存在する場合もあり得る。我が国の農業及び食品産業の競争力に影響が見込まれる場合には、これらのノウハウも営業秘密として管理することを慎重に検討するものとする。

②営業秘密としては管理しない場合

農研機構として権利化を行わず社会還元していくべきノウハウは、論文、学会発表、プレスリリース等を活用して積極的に公知化し、関連する研究成果が早期に社会還元されるように努めるものとする。なお、意図せず公表されて営業秘密としての保護が得られなくなったノウハウであっても、その技術情報としての価値等を十分に考慮してその取扱いを慎重に検討するものとする。

(3) 営業秘密を第三者に権利化されることへの対策

営業秘密として管理するノウハウは半永久的に独占的な実施が可能となる反面、当該ノウハウに関連する知的財産権を他者が権利化することによって当該技術の利用の制限を受けるリスクが存在する。営業秘密としての管理を継続すべきか、公知化に切り替えるか、定期的に見直しを行うものとする。

また、いわゆる先使用权を確保しておくことで当該リスクを軽減することが可能であり、事業の実施又は準備を行っていた証拠の一部となる研究ノート等の資料を収集・保管しておくよう努めるものとする。

(4) 営業秘密を作出した者へのインセンティブの付与

特許権や育成者権と同様に、営業秘密の活用によって得られた収入は、営業秘密の作出者に対し、農研機構の定める実施報奨金を支払う。

4 産学官連携を通じた知的財産の活用に係る考え方

研究成果の社会還元を効果的に進めるため、農研機構は保有する知的財産権について積極的な活用及び適切な管理を行う。産学官連携体制を確立し、連携の相手方を明確にした情報発信、マッチングイベントの開催、知的財産権の実施提案や共同研究の提案等、知的財産権を核とした幅広い産学官連携活動を推進する。

(1) 農研機構の単独保有に係る知的財産権の活用

公的試験研究機関である農研機構が単独で保有する知的財産権の他者への実施許諾については、幅広い社会還元が求められるものであり、非独占的な実施許諾を原則とする。この場合、許諾の対価は研究成果の活用を促進する観点から、案件ごとに許諾希望者と協議の上決定するものとする。すなわち、許諾契約条件、製品に対する特許権の有効性、特許権の製品への関与度、農研機構との産学官連携の状況等を総合的に考慮した上で、公平性の観点から合理的な許諾料を設定し、許諾希望者と協議の上決定するものとする。その際

には、農研機構の研究成果であることを明示することを求めるよう努める。なお、植物新品種の利用許諾については、主な地方公共団体を中心とした市場調査の結果を踏まえ、品種の持つ能力の程度を勘案の上、許諾の対価の決定を弾力的に行うものとする。

一方、農研機構が単独で保有する知的財産権の速やかかつ広範な活用が促進され、さらに公益性及び公平性の観点から問題がないと判断される場合には、許諾希望者の商品化・事業化に対する意欲を高めるため、必要に応じ実施の範囲（地域や事業分野等）や実施許諾期間を限定しつつ、独占的な実施許諾を認めることができる。また一定期間他者への許諾がされていない農研機構が単独で保有する知的財産権は、同様に独占的な実施許諾を広く認めることができる。ただし、独占的な実施許諾を認める際には、農研機構が研究のための実施権を保持することを条件とする。

（２）共同研究における基本的な考え方

農研機構が単独で得た研究成果を産学官連携にて発展させ、社会還元することも重要であるが、共同研究による産学官連携により研究成果を創出することも重要である。特に企業や地方公共団体と行う共同研究はニーズが明確である為、得られた成果は確実に社会還元することが期待される。

共同研究では、参画する複数の主体が共有する知的財産権が生じることが想定されるが、一方で当該知的財産権を複数の主体が共有することで研究成果の社会還元が停滞することが懸念される。そこで、共同研究にて生じた研究成果を効果的に社会還元するため、共有の知的財産権は、各共有者が自由に実施でき、かつ、自由に第三者に対して許諾できることを基本とする。なお、第三者に対して許諾する場合は、正当な実施権者を各共有者が把握する目的から、許諾する前に他の共有者に対して通知することを原則とする。

（３）企業との共同研究（資金提供型共同研究）の場合

農研機構は公的試験研究機関のため、商品の製造・販売等を行う実施部門を有さないことから、企業との共同研究は農研機構が保有する知的財産を産業利用が可能な研究成果として発展させ、社会還元を可能とする重要な手段である。特に共同研究に係る農研機構側の研究費用の一部を企業が負担することにより、農研機構が分担する研究を加速・推進することができる「資金提供型共同研究」を積極的に実施する。

共同研究相手の企業を軸として共同研究成果の活用を促進し、イノベーションの創出を加速させるため、農研機構は共同の研究成果に係る知的財産権を共有し、当該企業が主体となって商品化・事業化を目的に実施することを基本として共同研究に関連する知的財産権の取得を積極的に推進する。

また、共有の知的財産権の持ち分は、発明者・育成者等の貢献度を踏まえて決定するが、共有者が希望する場合であって、かつ、農研機構の研究成果の活用を促進する観点から特に必要と認められる場合には、共有者に対し、当該知的財産権の農研機構の持ち分の全部又は一部を有償で譲渡することができる。

i) 共有の知的財産権の、共有者による実施

共同研究に参画し、共同研究のための資金を提供した企業が優先的に商品化・事業化すべきとの考えから、共有の知的財産権について共有者である企業が独占的实施を希望した場合は、公共の利益のために特に必要である等の特段の事由が無い限り、農研機構における研究のための実施権を保持することを条件として、当該企業による独占的实施を認める。なお、独占的实施を認めることで農研機構は自由に第三者に対して許諾する権利の行使を停止するので、当該企業に対して持ち分相当の対価を請求する。

共有者の企業が共有の知的財産権に対する独占的实施を希望しない場合には、農研機構は自由に第三者に対して許諾する権利を行使ことができ、当該企業が共有の知的財産権を実施することに対して何ら金銭的要求を行わない。

ii) 共有の知的財産権の、共有者以外の者による実施

共有の知的財産権について共同研究に参画した企業が独占的实施を希望しない場合は、各共有者は自由に第三者に対して許諾できることを基本とする。

(4) 企業等の実施機関が参画しない共同研究の場合

農研機構は、商品化・事業化できる企業のような実施主体が参画していない共同研究を実施する場合にも、共同研究により得られた成果を効果的に社会還元するために、積極的に研究成果に係る知的財産権を取得し、商品化・事業化することができる第三者に対して積極的に許諾を行う。共有の知的財産権は各共有者が自由に実施でき、かつ、自由に第三者に対して許諾できることを基本とし、協議によりその取扱いを変更することもできる。

共同研究の開始時点にて実施許諾先が想定されている場合は、予め許諾の方針について定めておくことができる。

(5) 受託研究の活用

受託研究を実施することにより、政策目標等に大きく貢献し、農研機構の研究成果の普及が促進される場合は、上記の資金提供型共同研究と同様の取扱いとすることができる。

5 他者の保有する知的財産権への対応

農研機構は、他者の保有する知的財産権を尊重して研究活動を推進する。

6 標準化に関する考え方

農業及び食品産業技術分野において新技術を普及させ、市場を創造・拡大させることにより、社会が持続的に成長・発展していくためには、知的財産権の確保・維持と併せて、国際的なルール作りとしての国際標準化活動も重要な取り組みのひとつである。

(1) 国際標準化推進の意義

標準化とは、技術の仕様や用語の定義等を明確に記述して、これらを広く普及させることであり、その結果として製品や技術のコスト低減、他製品との互換性の向上、あるいは公正な品質表示による差別化や消費者の安全の確保に資するものである。新技術の普及においては、社会実装に必要な正しい理解を促進するうえでも、標準化の果たす役割は大きい。

特に、我が国は世界の産業大国のひとつとなった今でも、依然としてルールや標準は外から取り入れ応用すればよい、あるいは、標準が決まったらそれに従えばよい、という受け身の習慣が残っている。また、優れた技術であれば自然に使われるようになる、という考えもある。しかしこのようなスタンスでは、国際標準化の面で諸外国に遅れをとり、我が国に不利なルールを決められると、新技術の市場への普及のうえでも著しい不利益となる。新技術の良さが市場で正当に評価され普及するよう、国際標準の獲得に向けた積極的な取り組みが必要である。また標準化には、先に述べた技術の普及や市場の創造・拡大に関連する様々なメリットがある反面、技術の進化を阻害して固定化してしまうデメリットが発生する場合もあるので、取り組みに当たっては、目的を明らかにしつつ適切な標準化戦略の立案と適時見直しが必要である。

(2) 標準化の種類

標準とは広く使われる用語の定義や技術の仕様等であるが、特に文書化されたものを規格と呼ぶこともある。規格には様々な分類がある。規格を技術的な内容で分類すると、基本規格、試験規格、製品規格、マネジメントシステム規格等があるが、ひとつの規格に複数の分類を包含する場合もある。また、規格を制定する委員会によって、ISO等の公的機関によって策定されたデジュール規格、企業等で組織された業界団体によって策定されたフォーラム規格のように分類することもできる。

(3) 標準化活動におけるステークホルダー

標準化活動におけるステークホルダーは、主としてその技術を実施する企業・団体であるが、農業や食品産業においては、それらの技術を利用する生産者や消費者、規制当局としての政府・自治体、さらには関連する国際団体等も関わってくる。そのため、規格の提案から制定・発行に至るプロセスを迅速かつ効果的に進めるためには、ステークホルダーとの連携を密にして意見の収集を図りながらバランスよく進めることが重要である。適切なステークホルダーに標準化の狙いを理解してもらい、積極的な参画を促しながら進める必要がある。

(4) 中立機関としての農研機構の役割

標準化活動は、本来はその技術分野で経済活動を進めるステークホルダーが中心になって進めるものである。しかし、新たな技術が社会に実装されていく過程では、国公立の研究機関が生産者や消費者あるいは公共的社会活動に配慮しつつ、中立的な立場で標準化活動をリードすることが適切なケースも多い。特に製品の安全性や性能・品質、認証や認定にかかわる規格制定には、内外の研究機関や国際標準化団体等と連携しながら戦略的に推進する。

また農業及び食品産業技術分野においては、標準化に対する認識が必ずしも十分浸透しているとは言えないため、標準化活動の啓発とそのための人材育成も、公的研究機関の役割のひとつである。その際には、個別の技術分野での知識・ノウハウの蓄積だけでなく、研究課題の設定や開発方針の策定段階において関連する既存の国際・国内標準及び標準化の動向を調査し、開発技術をこれらに準拠させるべきかどうかを判断し、開発技術の実用化に目途が立った段階で、知財戦略とともにどのような目的で何を標準化すべきかの標準化戦略を検討する。

7 知的財産マネジメントの推進体制

農研機構においては、以下の役割分担に基づき、知的財産マネジメントの推進に組織的に取り組む。

(1) 研究者

研究者は、研究開発の企画・立案段階から研究成果の活用方法について具体的な目標を持ち、知的財産の創造に向けて中課題推進責任者、研究領域長、知的財産責任者と意思疎通や情報の共有化を図りつつ、研究を推進するよう努める。また、知的財産に係る制度の内容の理解に努めるとともに、それらの規定を遵守し、組織的な判断の下に知的財産の創

造・保護・活用に対し、適切な対応を行う。さらに、知的財産権の出願を予定している研究成果については、公表前に出願の手続きを行う。研究者は、研究推進上、他者が保有する知的財産権を利用する場合は、担当部署を通じて購入・許諾契約等の所定の手続きを行う。

(2) 大課題推進責任者、中課題推進責任者

大課題推進責任者、中課題推進責任者は、研究開発の企画段階において、研究成果創出後の取扱いを検討するなど効果的な知的財産の創造・活用が図られるよう適切な研究の進行管理に努めるものとする。また、研究者が創出した知的財産に係る情報を研究所等の知的財産責任者、研究領域長と共有し、連携を図る。

(3) 研究所等

研究所等の内部研究組織に知的財産責任者を配置し、大課題推進責任者、中課題推進責任者等と連携して知的財産の創造・保護・活用の各段階で適切な判断を行う。また、研究所等の職務発明審査会等では知的財産の権利化の適否、権利の維持・放棄等について精査する。また、研究者への知的財産に係る制度等の普及啓発を行う。

(4) 農研機構本部

農研機構本部は、知的財産に関する基本方針を策定し、農研機構における知的財産マネジメントについて研究所との連携を密にして、知的財産の権利化、保護、活用に向けた必要な手続き等を行う。

また、農研機構の役職員の知的財産に関する知識を高めるため、知的財産に係る研修の実施等により、研究所等の知的財産担当者の育成を図るとともに、研究者や研究領域長・中課題推進責任者等に対して、知的財産制度の意義及び内容を周知する。

さらに、知的財産部署の体制の充実を図るため知的財産マネージャーを複数配置する。知的財産マネージャーは、職員の人材育成、共同研究契約等の相談及び指導、外国企業等との許諾契約交渉等を行う。また、実効性のある権利取得のため、研究の企画立案段階から研究者を対象とした相談業務を行い、広くて強い権利取得を目指し助言・指導を行う。なお、これらの活動において必要な場合には、その専門性に応じた外部人材の雇用や特許事務所の活用を積極的に行う。

以上